

誓約書兼同意書

私は、わくわく益田生活実現支援事業移住支援金の交付申請に当たり、下記の事項について誓約・同意します。

記

下記の事項を確認し、□に✓を入れてください。

- 申請書及び提出書類の内容は、全て事実と相違ありません。
- わくわく益田生活実現支援事業に関する報告及び立入調査について、島根県及び益田市から求められた場合には、それに応じます。
- わくわく益田生活実現支援事業移住支援金交付要綱第8条の規定により移住支援金の返還を命じられた場合は、速やかに全額または以下に定める額の返還に応じます。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に益田市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 島根県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業及び起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額（就業の場合のみ）
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に益田市以外の市区町村に転出した場合：半額
- わくわく益田生活実現支援事業移住支援金に関する内容確認のため、申請日から5年間、申請者及び世帯構成員の住民登録状況等の情報について調査が必要となった場合、担当課において調査を行うことに同意します。
- 個人情報の取り扱いについて、下記のとおり取り扱うことに同意します。

わくわく益田生活実現支援事業に係る個人情報の取扱い

- 1 わくわく益田生活実現支援事業の実施に際して得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき、適切に管理するとともに、本事業の実施にのみ利用します。
- 2 当該個人情報について、国への実施状況報告、他都道府県で実施する移住支援事業を含めた本事業の円滑な実施等のため、国、県(他の都道府県含む)、公益財団法人ふるさと島根定住財団、県内の他市町村に提供し、又は確認する場合があります。
また、申請者と申請者の同一世帯員が暴力団等の反社会勢力又は反社会勢力と関係を有する者でないことを確認するため、当該個人情報を警察等に提供し、照会します。
- 3 提供された当該個人情報は、提供先において厳重かつ適切に管理され、本事業の目的以外に使用されることはありません。

年 月 日

益田市長 様

申請者 住所
氏名

印